

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し

## 提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。

※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。

## 具体的な支障事例

大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。

研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。

○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。

## 根拠法令等

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須崎市、山口市、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市

○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。については、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると

考える。

○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。

○本市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。

○県に対して本市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。

○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。

○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。

○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。

○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。

○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直していただきたい。

○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。

○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。

○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。

○本市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。

○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。

○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。

○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。

○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。

○対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答

保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。

研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限り)を全て受講していることを確認する」とされているところ。

「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等(以下「通信制等」という。)による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ。現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。

##### 【全国市長会】

所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。

#### 各府省からの第2次回答

一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。

平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに関しては否定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式」において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに際して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。

当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

##### (31)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童養護施設の保育士配置基準の緩和

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。

具体的な支障事例

近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成 29 年 10 月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は 2.64 であり、求める人数の半分の希望者もない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増えれば、この課題に対する解消に繋がるものとする。また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待される。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令 63 号)第 42 条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、北九州市、大分県

○①支障事例について

児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。

②地域における課題等について

児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。

保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わりのある大学等に対し、就職先としてのあっせんを依頼しているが、各大学等卒業生のうち1名程度しか児童養護施設に就職してい

ない。

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある職場であることをPRすることも必要である。

○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。

女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦勞している。

○支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設における職員（保育士）の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉（社会的養護関係）を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認められる。

○平成29年度において、県内1カ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケアの実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員（保育士や児童指導員）の確保ができず実施を延期した事例があった。

## 各府省からの第1次回答

保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に従事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの履修が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直ちに保育士と同様の役割を十分果たし得ると言うことはできないが、ご提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見等を踏まえながら、慎重に検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童養護施設では保育士及び児童指導員の有資格者の確保に苦慮しており、人員確保は大きな課題である。本県を含め、賛同している自治体の中には、保育士を含めた直接処遇職員の確保ができないために、例えば定員に空きがあっても入所受入れができない等、深刻な支障事例が出ており、現場は待たなしの状態である。

厚生労働省からの回答に「関係団体等の意見等を踏まえながら」とあるが、当県の児童養護施設側からも「幼稚園教諭でも役割を十分に果たすことができるので、幼稚園教諭を配置できるようにしてほしい。」との話が多数出ており、自治体や施設（現場）側の意向把握はできているので、喫緊の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 保育所及び認定こども園では、保育士の配置基準の弾力化により、幼稚園教諭を保育士とみなすことが認められており、児童養護施設においても幼稚園教諭は役割を十分に果たすことができるという現場の声を踏まえても、同様の弾力化を図り、人材の有効活用を認めるべきではないか。

○ 児童指導員の資格要件には、小学校、中学校、高等学校等の教諭資格が含まれているが、これらの資格保有者と同様、幼稚園教諭の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

平成28年改正児童福祉法に基づく「家庭養育優先原則」を進める中で、児童養護施設等については、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このような中、施設職員の要件緩和については慎重な意見があり、幼稚園教諭の免許状を保有する者を保育士の代わりとすることは、引き続き慎重な検討が必要である。

一方で、人材確保については、喫緊の課題となっていることから、職員の専門性の向上や施設の高機能化に考慮しつつ、施設の職員配置における幼稚園教諭の免許状を有する者の配置について、どのような対応が可能か検討を進めてまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(viii) 児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し

## 提案団体

奈良県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

## 具体的な支障事例

社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。

施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。

施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。

## 根拠法令等

社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市

○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設監査（一般監査））のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。

施設監査（一般監査）と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の応対者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。

特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査（一般監査）の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。

○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。

○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。

○ 監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。

○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。

施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。

○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。

なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。

○提案に賛同する。

本県では、老人福祉施設、障害者支援施設（自治事務）については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ（保護施設（法定受託事務）については、従前のとおり変更なし）。

その一方で、児童福祉施設（自治事務）については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。

○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。

また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。

○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい

## 各府省からの第1次回答

○ 老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考えます。

○ 障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者（利用者）の支援（個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防災対策等）が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との理由をもって施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも

招きかねないことから不適切であると考える。

○ 保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。

また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に実行されていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。

このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。

○ 保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できる体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、基本的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化ということのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。

○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。

実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。

そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。

○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。

○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。

○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。

○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考える。

また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考え。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考え。

○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。

これにより、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、不適切であると考え。

○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。

また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に実行されていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。

このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。

○保護施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしており、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、適切ではない。

○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。

実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。

そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

#### (3) 児童福祉法(昭22法164)

(xi) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(iii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (16) 生活保護法(昭25法144)

(v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (21) 老人福祉法(昭38法133)

(ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

(ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省: 内閣府及び文部科学省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 29 条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行の生活保護法第 29 条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。

具体的な支障事例

当市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるのかどうかも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第 29 条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター(香川県高松市)へ照会回答事務が集約されており、回答が届くまで時間を要し大変不便をきたしている。また、今般の年金受給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せずに年金を遡及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る頃には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第 20 条の 11 に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第 29 条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○最寄りの年金事務所でも調査できることにより、これまで照会・回答にかかった時間や 78 条徴収金の事務処理で費やしてきた時間を大幅に短縮できる。  
○29 条調査で年金受給に関する全ての事項ができることにより、被保護者の年金受給権の可否、年金額や受け取り見込額、年金受け取り月日、納付期間で浮いたデータへの発見等ができると考えられ、年金に係る不正受給対策に寄与する。

根拠法令等

○生活保護法第 29 条及び第 29 条第 2 項、  
○「日本年金機構における生活保護法第 29 条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成 29 年 3 月 3 日付け保護課保護係長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、石岡市、ひたちなか市、所沢市、大和市、福井市、岐阜市、多治見市、山県市、田原市、城陽市、大阪市、堺市、八尾市、西宮市、出雲市、熊本市

○直接、最寄りの年金事務所に赴き、窓口で調査依頼をすることがあるが、繁忙期や調査対象者が多いと、対応を断られるときがある。相談の予約をしても数週間先になることもあり、迅速な処理に支障を来している。

○生活保護受給者の年金収入の有無等については、事務手続きが簡素でないことや、速やかに状況を把握できないことから、裁定請求が遅れ、結果的に法第 63 条による費用返還額や法第 78 条による費用徴収額が、高額となってしまうことが多い。

○年金受給開始の申告が無く、後の課税調査等で年金の受給が発覚し、結果保護費の不正受給が発見されたケースが複数件ある。個別に年金事務所に文書照会を行ったとしても、日本年金機構中央年金センターにて照会を行うよう案内されるような状態であり、日本年金機構中央年金センターへの照会では、照会文書発送日から回答受領日までおよそ1か月程度要するのが現状である。要保護者から保護申請を受けた際にも、申請日当日に調査文書を送ったとしても、法定期限である14日以内に当該調査の回答が得られないのが現状である。

○現在、生活保護法第 29 条に基づき、日本年金機構へ文書による照会を実施する際に、回答を得られるまでに約 3 週間を要している。また、早急に年金情報が必要な場合等は、地区担当員が年金事務所へ出向き調査を行うが、その際に、事前に本人に調査目的を説明し、委任状に記入・捺印してもらう必要があるため、事務処理に時間が掛かっている。生活保護担当職員に調査権限が付与されれば、それらに掛かる時間が削減され、不正受給の早期発見・早期対応が可能となるため、必要な権限であると考えられる。

## 各府省からの第 1 次回答

生活保護法第 29 条に基づく調査に係る回答事務については、照会件数が多く、照会事項が定例のものであることから、日本年金機構における照会回答に関する業務の効率化の観点から、平成 29 年 4 月 1 日より香川県高松市の日本年金機構中央年金センター（以下「高松集約センター」という。）へ集約化している。集約化前は、年金事務所において照会回答の業務を行っていたが、専門の部署がなく体制も整っていなかったため、回答送付までの期間のばらつきがあったほか、一定の時間を要する場合もあった。一方で、集約化後は、体制を整え1箇所で照会回答業務を行っているため、現在では特段の事情がなければ概ね1週間～10日程度で回答を送付している。

ご提案のように、最寄りの年金事務所で照会回答の業務を行うことは、従前の取扱いに戻すことであるが、これにより必ずしも回答が早くなるとは限らないと考えている（なお、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所に照会いただくことも可能である。）。

また、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求できるようにするための方策として、現時点で実施時期は未定であるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した日本年金機構との円滑な情報共有の方策について、取り組みを進めていくことが必要である。

なお、受給資格期間短縮に伴う対応については、「年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護部局と国民年金担当部局との連携について」（平成 29 年 3 月 16 日社援保発 0316 第 1 号・年管管発 0316 第 4 号）等により、保護の実施機関等の生活保護担当部局と市区町村国民年金担当課等の国民年金担当部局、日本年金機構・年金事務所が、連携して取り組む方策を行っている。この一環として、高松集約センターへ照会をせずとも、市区町村の国民年金担当部局に照会することで保護の実施機関が被保護者の請求状況等を把握することを可能とする特別な対応をしていた。この趣旨は、受給資格期間短縮の施行日に一度に約 70 万人以上の年金の新規裁定者が発生するが、この中に一定程度存在すると考えられる被保護者について、照会を高松集約センターで受けると、回答が大幅に遅れることが懸念されたためである。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答では、照会回答における業務を日本年金機構中央年金センターへ集約を図ったことにより、特段な事情がなければ概ね1週間から10日程度で回答を送付しているとされているが、今年度における本市の事例では、現在のところ10日程度で回答を得られたものは150件中1件で、それ以外は3週間を超える期間を要し事務処理に支障を来しています。

また、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所への照会も可能とあるが、本市においては、年金受給資格情報について緊急に回答を得たいため年金事務所へ照会

したところ、平成 29 年 3 月 3 日付保護係長事務連絡の通知を根拠に受け付けてもらえず、結果、中央年金センターへ照会することになり受給資格確認に時間を要し事務処理に支障を来たした事例があります。上記のとおり実態は 1 次回答と異なっています。そのため生活保護法 29 条の趣旨が実現できるよう生活保護担当職員が年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できるような調査権を求めます。または 1 次回答の記載どおりとなるよう、中央年金センターからの迅速な回答や、業務上緊急な場合は年金事務所でも照会に応じていただけるよう、措置を講じていただきたいと思います。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【宮城県】

照会回答に関する業務の集約化により改善されているとされているが、年金事務所へ照会していた時より大幅に回答期限が経過した後に回答内容が送付されることがあるので、回答期限を確認のうえ事務処理をお願いしたい。

また、平成 30 年 3 月 26 日の開始予定であった情報提供ネットワークシステムを使った日本年金機構との連携について、早期連携を望む。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第 2 次回答

高松集約センターにおいては、生活保護法第 29 条に基づく照会への回答事務が比較的多くなる 5 月下旬から 8 月にかけて体制強化を行うなどの工夫も行い、一年を通して高松集約センターへの照会の到着から回答発送までの期間を概ね平均 10 日程度としているところであり、人員体制等の工夫により、この水準を維持向上できるよう努めてまいりたい。

また、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合に、年金事務所において受け付けなかった事例があることについては、高松への照会回答業務の集約に際して、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所に照会いただくことも可能であることを各年金事務所に周知しているところであり、いただいたご指摘を踏まえ、再度の周知徹底を図りたいと考えている。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携については、現時点で開始時期は未定であるが、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に対する年金関係の情報連携の抑止について」(平成 30 年 3 月 22 日事務連絡)において示された課題の解決後、可能な限り速やかに開始したいと考えている。

#### 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(16)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29 条 1 項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね 10 日以内とするよう努める。

また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018 年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。

具体的な支障事例

【現状】

人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。

上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。

【支障事例】

移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交流人口の増加による地域の活性及び移住・定住のきっかけづくりによる移住等の推進、地域団体組織の地域づくり活動による地域力の活性・向上に加え、地域内に存在する空き家等の活用による危険空き家等の発生抑制による地域の安心安全の確保が期待できる。

根拠法令等

・旅館業法第2条、第3条  
・平成28年3月31日付 厚生労働省生活衛生課長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、栃木市、岐阜県、岡山県

○移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

については移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。

○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、移住の希望を明確に示していない段階での短期移住を提供する施策を行うことが難しい。

○H28.3.31 厚労省生活衛生課長通知では、空き家物件の短期居住に当たって、当該市町村への移住希望の意思がある者が、必ずしも当該施設自体を購入又は長期賃借しない場合には、旅館業法の適用外とならないため。

○移住希望地での生活体験を行う、お試し住宅事業については、営利目的ではなく、移住希望地域での生活を体験することを目的としている。

しかし、旅館業法の適用を受ける場合、施設整備などの問題で、実施が難しく、事業実施が困難となる。

また、市町村は旅館業法の適用を受けないように、宿泊料を徴収しない等の対応を行っており、光熱費等も市町村側の負担となり、財政的負担を考えると移住希望地域での空き家を活用した生活体験事業の実施が難しくなっている。

○当県では、宿泊施設においては一定の衛生水準を確保する必要があることから、現行の運用で良いと考えている。

ただし、旅館業法の適用除外を広げた場合でも、衛生水準が確保される方策があれば支障ないと考える。

○本市の中山間地域では、地域団体が、適用除外として示された「売買又は賃貸を前提とした空き家物件への短期居住」ではなく、継続的な短期お試し住宅の設置を検討している。

移住希望者の多くは地域内での短期お試し居住を求めているが、継続的な運営には必要最小限の経費徴収が必要であり、現状では積極的に実施することが難しい状況にある。

移住希望者が地域内の施設に短期居住する場合も同様に旅館業法の適用除外となることにより、地域住民による主体的な移住者支援が促進され、結果として移住者の増加、空き家等の活用による危険空き家の抑制など、地域力の向上に繋がる。

○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

## 各府省からの第1次回答

ご提案の事案は、「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認できず、旅館業法の適用除外であると判断できない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

移住体験住宅は、本町への移住希望者又は本町を居住候補地とする者など、特定の意思表示をする者が居住地選択の最終判断のための生活体験に利用できる施設として運営するもので、利用者資格・要件に一定の制約(①町外に住居登録がある夫婦、親子等の家族で、町内に移住を希望している者②既に、転勤や婚姻等を理由にする町内への「転入が決定している者でないこと。)を設けることで、余暇を過ごす旅行者など不特定多数の者が利用しないことは、町において確認可能である。

また、移住体験住宅の利用において、同一人又は同一世帯一回限りという利用制約を設けることにより、反復継続した利用を排除することは可能であり、旅館業法の適用除外としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(生食衛発0331第2号平成28年3月31日)においては、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないことが担保されている場合に旅館業法の適用除外とすることを定めている。

ご提案のような「移住希望者」という制限では、不特定性が排除されないため、「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認できず、旅館業法の適用除外であると判断できない。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

#### (11)旅館業法(昭23法138)

移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続

提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。

具体的な支障事例

## 【現状】

介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。

住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。

## 【支障事例】

他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。

実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。

根拠法令等

・介護保険法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、米沢市、石岡市、山口市、田原市、芦屋市、出雲市、高松市

○本市では、地域密着型サービスの入居系サービスでも地域の実情から介護保険法第78条の2第4項第4号の協議に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスであることをもって入居・入所系事業所の適用外とする必要はなく、他の住所地特例と同様の取扱いとするべきであるとする。

○地域密着型サービスを住所地特例の対象とすることは「住み慣れた地域で暮らし続ける」という地域包括ケアシステムの理念には馴染みにくいものの、提案団体からの提案と同様の事例が全国的に散見され、結果として不公平な費用負担となっていることから、制度改正が求められる。

○本市でも複合高齢者施設で同様の問題が生じている。

○特定施設（サービス付高齢者住宅）から、認知症の進行に応じてグループホームを経由して介護福祉施設（特別養護老人ホーム）へ移るケースも想定される。サ高住から直接特養に入った場合は住所地特例者であるが、グループホームを経由するとその時点で施設所在市町村被保険者となり、更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険者となり、施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから、住所地特例施設として整理するのが望ましい。

#### 各府省からの第1次回答

介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で要介護者の日常生活を支えることが特に重要なサービスを「地域密着型サービス」と定め、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としている。

認知症グループホームでは、認知症の特性に配慮し、家庭的な環境の下、住み慣れた地域において、地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。したがって、認知症グループホームを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては、困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、住所地特例により特定施設（ケアハウス等）に入所していた者がその施設と同一市町に所在する認知症グループホームを利用する場合を前提としており、認知症グループホームの一般的な市町域を越えた利用の場合とは異なる。

かつては別の市町に住んでいた者が特定施設等に転居し、年月の経過とともに施設所在市町が住み慣れた地域となり、当該市町の認知症グループホームでサービス提供を受けることは、地域密着型サービスの趣旨に合致すると考える。

本提案は、あくまで費用の公平な負担の観点から、住所地特例を適用していた者を、引き続き被保険者とできるようにするための提案であって、認知症グループホームを「市町村域を越えた利用を前提としたサービス」に位置付けようとするものではない。

現行制度では、特定施設等から同一市町内の認知症グループホームへ移る場合、市町間の同意による区域外指定が成立すれば元の被保険者のまま利用できるが、この同意に対する各市町の考え方は様々で、現実として「同意による他市町の利用を認めていない」、「隣接市町しか利用を認めていない」等の考え方により、同意が成立しないという支障が発生している。

認知症グループホームは、地域密着型サービスと位置づけられているが、現在の提案町の実態は、住所地特例が適用される入所施設の機能を補完しており、在宅復帰していないにもかかわらず住所地特例が継続できないのは不合理であり、所在地の市町が費用を負担しなければならないのは市町間の公平性を欠く。

介護保険施設等の所在する市町に給付費の負担が偏らないようにする住所地特例の趣旨を踏まえて、是正措置を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- この提案に対して、全国町村会は「提案団体の意見を十分に尊重されたい。」と、全国市長会は「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、個別の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に立ち入って検討するべきではないか。
- 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度が重度化する過程で、認知症高齢者グループホームを経由すると、その後の介護給付費は現住所の市町村が負担することになる。このような現行制度のままでは、介護保険施設が多く存在する市町村の介護費用の財政負担を軽減することを目的に設けた住所地特例の趣旨に反して、結果として財政負担が増加する仕組みになっているのではないか。
- 上記のとおり、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームを経由して住所地特例対象施設へ移転するサービス利用の流れを想定して、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合に限って、検討することは可能ではないか。

## 各府省からの第2次回答

住民に対する介護保険サービスの提供は基本的にその自治体が行うところ、特別養護老人ホーム等の大規模施設については、整備に時間を要することから、やむを得ず他の自治体の施設に入るケースがあり、住所地特例制度は、このような場合の自治体間の給付費負担の調整を行う特例として設けている。

地域密着型サービスについては、認知症高齢者や独居高齢者が増加する中で、平成17年の介護保険法改正において、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括ケア体制の整備を進める一環として、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう創設されたサービスである。これは、そもそも身近な市町村の単位で提供されることが適当なサービスであり、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして構成していることを踏まえ、特例の対象外としている。

住所地特例対象施設を退所後、地域密着型サービスを引き続き住所地特例対象施設のある自治体で受ける場合については、元の自治体の立場としては、元の自治体にある自宅等に住所を戻し、長年住み慣れた元の地域でサービスを受けることが可能であるにもかかわらず、利用者が現在の住所地でなじみの関係もでき、現在地でのサービスを受けることを判断したのであるから、元の自治体が費用負担を負う理屈はないと考えるのではないかと思料する。また、地域密着型サービスの利用者の自治体を超えた転居の場合との整合性も図る必要がある。

ご提案の内容は、個別のケースだけではなく、住所地特例制度そのもののあり方にも関係する内容であり、自治体間の負担調整という性格上、要望団体以外の自治体からの異論が出ることも想定される。

また、仮に住所地特例対象施設から認知症グループホーム等を経由し、引き続き別の住所地特例対象施設に入所した場合に、後半の施設について住所地特例を再度適用させるというご指摘については、保険者の在り方が不安定になるうえ、事務手続の煩雑さを考慮すると適当ではない。

なお、区域外指定については、新しく広域的に市町村間でグループホームの設置や整理を融通し合う際に、あらかじめ合意をとっておくこと等により、このような費用負担の問題を避けられる効果はあると考えている。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

#### (27) 介護保険法(平9法123)

(vii) 住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化

## 提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

社会福祉法第 2 条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。

## 具体的な支障事例

### 【現状】

平成 27 年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が 50%減額(10 年間)されることとなった。

減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成 26 年 9 月 12 日付厚生労働省医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記 1-2 の 2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。

### 【支障事例】

介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。

平成 28 年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。

## 根拠法令等

・国有財産特別措置法第 3 条

・社会福祉法第2条

・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、練馬区、川崎市、田原市

○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。

看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。

## 各府省からの第1次回答

財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。

例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第3条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されております。

介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、ご指摘のとおり、特措法第3条第1項1号ロ「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

また、「介護老人保健施設」につきましても、特措法同条に規定する「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

なお、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設」であれば、減額貸付の対象となります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に組み合わせることによって医療ニーズの高い利用者の在宅介護・療養生活を包括的に支えるサービスである。後期高齢者の増加に伴い、看護と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者に対応するために有効なサービスと考えている。

しかし、現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護のみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービスの提供を目指す方向に相反する。

低所得者が第二種社会福祉事業（無料低額介護老人保健施設利用事業）を実施する介護老人保健施設を利用する場合、利用者負担減免分が施設側負担となる。一方で、低所得者が第二種社会福祉事業を実施しない介護老人保健施設を利用する場合であっても、介護保険制度（補足給付）及び生活保護制度（介護扶助）により介護老人保健施設を利用する場合は、利用者には負担軽減（生活保護受給者は実質負担なし（多床室の場合））、施設側には負担軽減相当額の給付がなされることにより、利用可能である。この点からも、第二種社会福祉事業の実施の有無により取扱いを異にするのは不合理である。

国を挙げて「一億総活躍社会の実現」「介護離職ゼロ」を目指す中、在宅介護・療養生活を支える施設・事業所の整備は急務であり、上記2施設についても依然としてニーズは高いことから、財政法第9条及び国有財産特措法第3条に基づく減額貸付の対象とするように、関係法令を改正いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と支援事業に掲げられている小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスであり、提供されるサービスは共通のものが多く、利用者層もほぼ同じである。

平成30年8月3日開催の関係府省ヒアリングによると、減額に係る国の解釈は、減額対象である福祉制度の事業に、対象外である医療制度の事業が付加された場合、全体としては減額対象外になるということ論拠としていたが、対象事業が包含される事業が、他事業が付加されていることのみをもって対象外になるという結論

は、「介護離職ゼロ」の実現に向け介護施設整備を促進するという、減額貸付制度の趣旨にも反するものと思料する。  
看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各区市町村がこれに呼応して整備に取り組んでいるにも関わらず、当該法解釈のみをもって減額の対象外とすることに合理性を見いだせない。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るもののみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービス提供を目指す方向に相反する仕組みとなっているのではないか。
- 看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係る部分に相当する面積を減額貸付の対象とすることが可能と解されるのであれば、対象とする要件を含め、通知で明確にすべきではないか。
- 平成 27 年 12 月 21 日付け財理第 4997 号「介護保険整備に係る国有地の有効活用について」の通達において、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設」の範囲について、通達上より明確にする必要があるのではないか。

#### 各府省からの第 2 次回答

財政法第 9 条第 1 項は、国の財産は法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないと規定しており、この場合の適正な対価とは、時価を意味するものと解されています。したがって、時価を徴しない減額貸付は、法律に根拠がある場合に限り認められているところです。この例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第 3 条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されております。介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせ提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、これまで、特措法第 3 条第 1 項一号ロ「社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難と整理してまいりました。

これは、小規模多機能型居宅介護事業は、社会福祉事業施設に該当し、減額貸付の対象となる一方で、訪問看護は該当せず、また看護小規模多機能型居宅介護は複合型サービスであるため、施設全体について明確に減額貸付部分と時価貸付部分を線引きすることが困難であったとの理由からです。

今回のご提案を受け、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものについて、社会福祉事業施設に該当するものとして減額の対象となりうるか改めて検討してまいります。

また、介護老人保健施設につきましては、社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業」に該当する場合、減額貸付の対象となります。当該事業については、事業対象者が取扱入所者数の 10% 以上であること、通所介護又は通所リハビリテーション事業を実施すること、家族相談室等を設け相談員を設置すること等の厚生労働省が示している全ての基準を満たすことが要件とされています。

なお、当該基準については、社援発第 1277 号老発第 275 号平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知で周知しているところですが、今回のご提案を受け、地方公共団体等に対する周知方法について改めて検討してまいります。

#### 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(18) 社会福祉法(昭 26 法 45)及び国有財産特別措置法(昭 27 法 219)

介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。

・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(関係府省:財務省)

・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(関係府省:財務省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

180

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。

具体的な支障事例

療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づく、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。

このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。

兵庫県では、平成 31 年 4 月に、明石市(平成 30 年 4 月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任をもって適切に対応できる。

根拠法令等

療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、京都府

○児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

## 各府省からの第1次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳制度について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。現在でも、この要綱の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて行うことは可能であり、提案内容は実現していると考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本来、児童相談所を設置する中核市においては、療育手帳の判定から交付まで一貫して行うことが市民サービスの向上や事務効率化に資すると考えられ、また、指定都市と異なる取扱いとなることは適切でない。よって、事務処理の特例という扱いではなく、制度における対応が必要と考える。

地方自治法第252条の17の2第1項で定める条例による事務処理特例の範囲となる都道府県事務については、法令、条例又は規則等に基づく都道府県知事の権限に属する事務について、条例又は当該条例の委任に基づく規則で定めた場合、市町村の長が管理し及び執行することが可能となるが、本県では療育手帳制度について、次官通知と同日に発出された「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省児童家庭局長通知)第7の4に基づき、条例又は規則ではなく、実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、運用しており、厚生労働省が促す事務処理特例制度は、活用できない。当該事務は自治事務であり、事務処理特例制度を活用して、療育手帳の交付権限を市へ移譲するためだけに、療育手帳の交付事務に関する県の権限を定める条例等を新たに制定することは本末転倒である。

児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、現在の事務実施の根拠となっている療育手帳制度に係る次官通知の見直しを速やかに行っていただきたい。

あわせて、例えば、少額預金の利子所得の非課税措置の適用範囲を「都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者」とする所得税法施行令第31条の2を改正するなど、中核市の長から療育手帳を交付された場合に不利益が生じないように関連する法令を見直すこと。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

事務次官通知は技術的助言に過ぎず、現行制度でも各自治体の判断で療育手帳の判定・交付が可能であるとの回答だが、その旨を事務次官通知等で明確化し、改めて各自治体に周知すべきである。また、第1次勧告の趣旨を踏まえ、都道府県・指定都市で処理している事務で中核市が処理している事務と密接に関連する事務については、事務処理特例制度の活用を待たずに中核市に権限を移譲すべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、既に児童相談所を設置している中核市については、新たな事務負担が生じることのないよう配慮すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 1次回答では、次官通知に基づく要綱の下で事務処理特例制度を活用することが可能とされているが、ヒアリングの場で構成員から指摘のあった通り、通知で定める事務について事務処理特例制度を活用することは一般的ではないのではないか。
- また、今後、他の中核市等でも児童相談所の設置が進み、療育手帳の制度に関する事務を担おうとする動きが生じうるが、その都度、事務処理特例制度を活用するために地方公共団体がそれぞれ条例制定等を行うことは非効率であり、国が一括して対応する方が合理的ではないか。
- さらに、来年4月1日に児童相談所を設置する提案団体である明石市の動きを踏まえれば、条例制定のための議会の議決や地方公共団体間での協議等を要する事務処理特例制度の活用を促すより、国において通知改正等による迅速な対応を図る方が適当ではないか。

## 各府省からの第2次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。

提案内容は、条例による事務処理特例制度を活用することで現行制度上も実現可能であるが、条例制定に係る自治体側の負担も大きいと承知している。他方、交付事務を、児童相談所を設置している中核市に移譲することによって、当該市に様々な事務負担が発生することになる。したがって、次官通知の改正にあたっては、すでに児童相談所を設置している中核市の意向や運用実態も踏まえ慎重に検討する必要がある。

また、仮に児童相談所を設置する中核市での交付事務を可能とした場合に、所得税法施行令や他の制度への影響が考えられ、税務当局や関係府省との調整に時間を要することから、それらと調整しながら検討を進めてまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

### 5【厚生労働省】

#### (3) 療育手帳制度に関する事務

療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長

提案団体

豊中市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成 32 年 3 月 31 日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。

具体的な支障事例

○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。

○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成 27 年 4 月にすべての公立の保育所(19 園)・幼稚園(7 園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成 30 年 4 月までに私立保育所(3 園)私立幼稚園(8 園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成 31 年 4 月に向けて私立保育所(6 園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3 歳児 2 号枠を設定することにより、2 歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所(50 園)、私立幼稚園(17 園)に働きかけを行う予定としている。

このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が 2 年も無い場合、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。

○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会

○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。

○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかつた際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事案を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。

○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。

○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。

○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考ええる。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。

「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長され

ることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定のものは、63人となっている。

○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないように、経過措置の延長をしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 国へ要望済み)

## 各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。
- 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(13)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成 30 年4月 16 日付の通知(「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について」)でも一定の見直しを図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第 539 号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年3月 31 日付府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山梨市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。

○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。

○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。

施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。

このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しを図られることを求める。

○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。

○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。

○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。

また、年度途中で採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。

本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。

○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。

○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実にを行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。

○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。

施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。

○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。

○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。

国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。

○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。

そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。

○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。

○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択

することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。

○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。

○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。

○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。

○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。

○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。

○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。

○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

#### 各府省からの第1次回答

昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけではなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。

その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとした」としている。

しかしながら、施設の規模により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。

また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。

さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。

他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。

以上のことから、加算総額が各施設等の裁量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むこと。

今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。

今後、加算の取得状況等について調査・検証が行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。

○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(30) 子ども・子育て支援法(平24法65)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化

## 提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。

## 具体的な支障事例

指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。

更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。(本県では、年間の申請件数約 18,000 件のうち、約 15,000 件が更新の申請となっている。)

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医療機関の臨床個表作成の負担を軽減するとともに、行政による審査業務の効率化が図られ、速やかな認定に資する。

## 根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条  
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、川崎市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、島根県、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。

また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変

な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。

以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。

#### ○【現状認識】

①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。

②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。

また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。

#### 【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】

①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。

②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。

○受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。

(年間更新件数 約 30,000 件(一部地域除く))

○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。

臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡略化ができれば、医療機関の負担軽減とともに、行政による審査業務の効率化により、速やかな支給認定に資するものと考えられる。

○更新申請時の臨床調査個人票については、重症度分類に関する事項を中心とした記載内容に変更が望ましいと考えられ、制度改正が出来れば効率化が図れると考えられる。

○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。

○詳細かつ大量な臨個票は、作成する指定医の負担が大きいため、臨個票の作成が遅れ、受給者の更新申請が進まない事例や、寝たきりなど重度の状態であっても必ず提出を求められることで、患者側の申請手続きに係る負担が大きい事例もある。

内容を審査する行政にとっても、記載内容等の問い合わせにかなりの時間と労力を要すると同時に、問合せ先となる指定医の負担も大きい。

○指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。

更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。

○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。

○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。

○更新申請時の臨床調査個人票については、記載する項目が増えたことで負担が非常に大きくなっていると難病指定医から御意見をいただいている。

臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。

○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。

このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。

○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定

となる。

○有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

#### 各府省からの第1次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただいている。

臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成されているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う旨の御回答をいただいたが、具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。

指定難病の医療費助成申請手続の簡略化については、平成30年5月31日参議院内閣委員会における公明党・熊野正士議員の質疑に対して、厚生労働省より「今後とも、難病の患者の方々の声も伺いながら、手続の負担につきましてどういった対応が可能なのかにつきまして検討していきたい」旨の答弁がなされていることから、難病患者の負担を軽減する制度設計をぜひ前向きに御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。

##### 【宮城県】

「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」ことは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。)」とされていることから、「診断基準上に特段の規定がない疾病」の更新に限り、「診断のカテゴリーと鑑別診断」の記載を省略可能としていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。

難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただいている。

臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医

療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成されているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、難病法附則第2条の施行5年後の見直しにおける議論を踏まえ、臨床調査個人票の内容の簡素化等の事務負担の軽減について実施の可否も含め必要な検討を行う。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

(ii) 指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

207

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。

再交付にかかる処理件数が年間約 2000 件あり、そのため事務が煩雑となっている。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

また、再交付申請件数は年間約 2000 件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約 2000 分増加している。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
介護保険法施行規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山田市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市

○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○当市では、年間約 300 人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。

○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。

マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。

介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。

○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。

○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。

再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。

○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。

個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。

○再交付事務年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

### 【厚生労働省】

介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。

提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者

が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請者が自身の個人番号を記載することが難しい場合等には、職員が検索、記載して差し支えないことになってはいるものの、その件数が多く、事務的負担が大きくなっていること、さらに、各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 内閣府（番号制度担当室）において、
  - ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
  - ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
  - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
- 厚生労働省において、
  - ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
  - ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要とさせていただきたい。
  - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

- 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。
  - ・ マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
  - ・ 一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
  - ・ このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ廃止）を可能とする方向で検討したい。
  - ・ 検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・介護保険法施行規則(平 11 厚生省令 36)に規定する被保険者証(同令 27 条1項)等

(関係府省:内閣府)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
国民健康保険法施行規則  
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市

○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。

また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。

○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づく再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5%であり、約95%について、職員が確認し記載している状況である。

個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。

待合時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。

○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくいいため、円滑な再交付事務の支障となっている。

○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性について理解を求めることは難しい。

○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府】

○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっており、現在、厚生労働省と協議中である。

○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

○国民健康保険法施行規則に対しては、平成 29 年においても同旨のご提案をいただいております、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭 33 厚生省令 53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっている(現在、関係府省と協議中)。

○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 内閣府(番号制度担当室)において、
  - ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
  - ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
  - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
- 厚生労働省において、
  - ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
  - ・ マイナンバーによる情報連携が行われたい申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。
  - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

- 国民健康保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。
  - ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
  - ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合に

は、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。

・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務付け廃止)を可能とする方向で検討したい。

・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様の取り扱いを可能とする方向で検討したい。

#### 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・国民健康保険法施行規則(昭 33 厚生省令 53)に規定する被保険者証(同令 7 条 1 項)等

・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平 19 厚生労働省令 129)に規定する被保険者証(同令 19 条)等

(関係府省:内閣府)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
障害者総合支援法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

### 【厚生労働省】

障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。

提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、身体障害者手帳(以下「手帳」という)は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際に

は手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。

##### 【今治市】

各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不要な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものとする。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

##### ○ 内閣府（番号制度担当室）において、

- ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

##### ○ 厚生労働省において、

- ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
- ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要といただきたい。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
- ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会にマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。
- ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。
- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)

また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業等の期間延長にかかる要件緩和

提案団体

大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。

具体的な支障事例

現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。

本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。

また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。

また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。

根拠法令等

雇用保険法第 61 条の 4、雇用保険法施行規則第 101 条の 11 の 2 の 3 第 1 号、育児休業・介護休業法第 5 条第 3 項第 2 号、育児休業・介護休業法施行規則第 6 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪

○本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な把握が困難となっているだけでなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。

○本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。

また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げを繰り返す事例が多数発生している。

○本市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正の必要性がある。

○入所申込を受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。

育休(給付金の受給期間)を延長するために申込みした者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても(入所決定した以上)入所保留通知書の発行はできず、育休(給付金の受給期間)の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。

○本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。

本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。

○本市においても、復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり、申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており、事務負担の増、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。

このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。

○本市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。

今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。

○育児休業等の延長のために保育所の入所申込をする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。

○本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。

入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。

○育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業が取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。

事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。

○本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障を生じている。

○現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にとっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入

所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。  
○無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改正が必要と考える。

○府内市町村からも賛同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。

○本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。)

育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。

○本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。

○育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が多く見受けられ、本来入所できていた子どもが入所できない状況が発生している。

そのため、事務の負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。

## 各府省からの第1次回答

○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。

○保育所に入れない証明としては、入所保留通知書の提出を求めているが、これは、給付の受給要件を満たすか否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省から「入所保留通知書の提出を不要とすることは困難」という回答があったが、本提案は、保留通知書が給付の受給要件を満たすか否かを確認できるものではなく、このために保護者の負担に加え、公平な利用調整にも支障をきたしていると主張しており、本市の提案を十分ご理解いただけないものと考えている。

先日の関係府省ヒアリングにおいて、厚生労働省からは「育児休業の延長が認められるのはあくまで例外に当たる場合、すなわち保育所に入所できない場合であり、その確認手段として保留通知書の提出を求めている。復職の意思がないにもかかわらず申込みを行い、保留通知書を得ようとする行動は、本来望ましくない行動であり、延長の対象にならないことをアナウンスしていくことは、すぐできる」旨の説明があった。

労働行政を司る立場としての考え方を否定はしないが、育児休業の延長を希望する保護者には、育児休業延長後に復職する意思を持ちながら、当面の間「しばらく子育てに専念したい」と考え、やむを得ず保留通知の取得を目的とした入所申込みをせざるを得ない実態があり、しかもそのような事例が多数生じている現状を十分認識していただきたい。「そういう保護者をどのように除いていくのか、内面の意思をどのように確認するのか」という議論は、「1億総活躍プラン」において「希望出生率1.8の実現」という目標を、国をあげて実現しようとしている中で、誤った方向へ行く可能性がある」と指摘せざるを得ない。

厚生労働省におかれては、本提案の課題解決に向けて検討が必要という認識をお持ちいただいていると理解しており、早急に地方自治体との意見交換の場を設定していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【池田市】

回答の趣旨は理解できるが、支障事例に提示のとおり、実態として当初から給付金を受給する目的での保育所申込が多発しており、ニーズの適正な把握への支障、不要な事務負担の増加等の要因となっているため、提案を踏まえた制度の見直しが必要であると思料。

### 【川崎市】

内面の意思について、明確に確認することは困難であり、また、あえて入所が厳しい特定の保育所のみを希望するなど、育休延長目的と思われる場合でも、申請があれば受理せざるを得ない状況にある。

育児休業延長措置について、制度本来の趣旨や、保留通知を外形的に判断する根拠として提出を求めている

ことは、一定程度理解できるが、運用の現状としては形骸化していると言わざるを得ない状況と考えられる。

このことにより、自治体窓口での不要な事務負担が生じるだけでなく、保育所整備を進めるにあたり、的確な保育ニーズを把握することができないといった問題も生じているが、何よりも、育休延長目的の方が入所内定し、辞退することにより、真に保育を必要とする方が入所できない状況は、避けるべきと考えられる。

多くの保護者は、貴重な子どもとの時間を大切にしたいと考える一方で、仕事におけるキャリア形成など、子育てと社会参加の両立を望んでおり、また、子育てに対する考え方や家庭の事情、会社都合等により、復職を希望するタイミングも多様であると考えられることから、保育所の入所の可否に関わらず、自由に育児休業期間を選択できるなど、柔軟な制度への見直しをお願いしたい。

#### 【豊中市】

現状では本市を含め多くの自治体で、入所枠に空きがなく入れない可能性が高い園を希望園として申込むことにより、保留通知を容易に入手し、事実上無条件で育児休業を延長していると思われる実態があることを鑑みると、保留通知の代わりに本人申立書を必要書類と改めてよいのではないかと。もしくは、原則1歳までの育児休業を原則2歳までに変更すれば、証明書等自体を不要とできるのではないかと。

#### 【船橋市】

実態として、すぐに復職する意思がない者からの利用申込みが待機児童数の増加につながっていることに加え、不必要な利用申込みにより市区町村の事務負担を増大させ、国が市区町村に対し促している、「真に保育所への入所を望む申込者の保活における寄り添う支援の充実」の妨げになっていることを理解していただきたい。

については、育児休業の取得期間及び育児休業給付金の支給期間の延長要件そのものを緩和するなど、制度の抜本的な見直しを検討願いたい。

#### 【江戸川区】

育児休業制度はワークライフバランスの観点からも非常に有意義な制度であると考えている。昨年10月から最長2歳まで延長できると制度が改正されたことに対しても、同様の観点から評価している。

しかしながら8月1日に実施された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」のヒアリングでは、育児休業制度について厚生労働省側にワークライフバランスという視点からの見解が述べられなかった。

本区では乳児期の家庭保育は児童の発達や親子の愛着形成のために重要であり、保護者の希望によって、少なくとも保育所に入所する満1歳の4月まで育児休業制度を取得し、家庭保育することは積極的に推進するべきと考えている。

待機児童解消策としても、児童の健全育成という観点からも、育児休業を取得しやすい環境や取得後の職場復帰がスムーズに行える体制を整え、短時間就労や在宅勤務を進めるなど、単に保育施設の増設だけではなく、労働環境全般の取組が必須であるとする。

育児休業を取得し、保護者が家庭で保育することは子どもにとって望ましいことである。これを待機児童数に加えることは根本的に問題がある。まして保留通知取得が目的の申請があると真の保育需要の把握が困難になる。

今回の大阪市の提案は、自治体の事務的負担を軽減する目的もあるものと理解している。

本区も、大阪市の状況と同様であり、保留通知の取得が目的の保育所の入所申請は本来の趣旨とは逸脱しており、好ましいものではないと考えている。

また、有識者から厚生労働省への「保留通知の取得が目的の入所申請について自治体の事務負担があることの認識」に関する発言に対し、厚生労働省側からは「認識しており、年内に改善策を示す」旨の発言があったので、その結果を注視している。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 育児休業等の延長手続に起因し、地方自治体の現場では保育所等の公平な利用調整等に重大な支障が生じており、関係府省ヒアリングにおいても支障の解消に向けて対応する必要があるとの貴省の考えが示されたところであるが、育児休業等の延長や希望する保育所等への入所の可否は、保護者の生活に大きな影響を及ぼす喫緊の問題であり、支障の解消に向けて、速やかに対応していただきたい。

○ また、制度やその運用の見直しに当たっては、地方自治体に過度な事務負担がかかることがないようにするとともに、保護者の育児休業の機会を妨げることがないように留意していただきたい。

○ なお、現行では、保育が実施されないことを理由にした育児休業等の延長時には、その確認資料として市町

村の作成する入所保留通知書が必要となっているが、他の資料によって「保育が実施されないこと」を確認することもできるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

- 育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。
- すなわち、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合に限られた例外的措置であり、その証明は個々具体的な保留決定通知書によることが適当で、御提案のような「入所困難地域」の証明だけでは不十分である。保留決定通知書は、保育を希望しながら保育所等に入れなかった場合に必ず交付されるものであり、それを活用することは合理的な取扱いであると考ええる。
- その上で、保育所等の利用調整に当たり、入園希望者が申し込んだ保育所等に入れなかった場合に育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の方法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなど、運用上の工夫をすることで、公平な利用調整を実現するとともに、過剰な事務負担の軽減を図ることもできると考えており、具体的な手法について今後お示しすることを検討している。
- また、育児休業の制度趣旨に鑑みれば、雇用の継続のために特に必要と認められる場合に、法律上の育児休業として延長することができる(そうでない場合には延長できない)旨をリーフレット等で周知徹底する。
- さらに、明らかに制度趣旨とは異なる育児休業・給付の延長の申出があった場合には、適切に対処する必要がある。保育所等の申込みの際し、第一次申込みをした保育所等に当選したのに辞退し、第二次申込みで落選した場合には、保留決定通知書の備考欄にその旨を付記していただければ、育児休業・給付の延長申請において当該記載を確認したときには、制度趣旨に則った育児休業・給付の延長にあたるのかを適切に審査することが可能となる。
- 以上のような措置を国と自治体が相互に協力し総合的に実施することにより、育児休業の延長を目的とする保育所等への申込みは抑制され、育児休業制度の適切な運用が図られるものと考えられる。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(4) 児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76)

育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。

・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。